

平成 28 年 9 月 16 日

事 業 主 殿
ご 担 当 者 殿

神奈川県建設業健康保険組合
理 事 長 小 俣 務
(公印省略)

被保険者及び被扶養者の確認調書による検認実施について

健康保険組合の事業運営につきしては、日頃より格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 8 月 2 日付（神建保発第 177 号）「神奈川県建設業健康保険組合における今後の事業予定」にて、ご案内させていただきましたが「確認調書」による検認を実施いたします。

検認は、保険給付適正化の観点から無資格者の不正受診防止、被扶養者認定の適否再確認等を目的として実施されるものです。

同封の「確認調書控えリスト」と「確認調書」をご確認いただき、必要に応じて「被扶養者確認調査添付書類一覧表」をコピーしていただき、該当する被保険者へ「確認調書」と共にお渡しく下さい。

ご担当者様・被保険者の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、裏面に記載の要領により行いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、当健康保険組合へご連絡くださいますよう併せてお願い申し上げます。

裏面をご覧ください ♪

1. 平成28年8月末日時点の当健康保険組合データにより、「確認調書」を作成しています。

※平成28年4月1日以降に被保険者資格取得及び被扶養者認定された方は、検認の対象外となりますので、ご提出いただくものではありません。

2. 「確認調書」は、被保険者ごとに封筒に入れた状態でご用意しています。

3. 「確認調書」に記載のある**全ての方の、氏名の漢字・フリガナ・生年月日・住所等をご確認ください**。〈例：高橋→高橋、斉藤→齊藤 等〉

変更・訂正がある場合は、取消線をしてから**赤ペン**で書き直し、住所等が空欄の場合は、必ずご記入ください。

※今回は、被扶養者がいない被保険者も「確認調書」を作成していますので、必ず記載内容のご確認をお願いいたします。

4. 平成29年3月末までに16歳以上になる被扶養者は、添付書類のご提出をお願いします。別紙の「被扶養者確認調査添付書類一覧表」を参考に、該当する書類をご用意ください。公的な証明書類の交付の際に必要な手数料等は、申し訳ございませんがご自身でご負担ください。

5. 提出期限の**10月20日までに必ず**「確認調書」及び被扶養者の添付書類をご提出ください。

※被扶養者については、**期限までに提出がない場合、資格の削除を致します**。

6. 「確認調書」による検認が完了しましたら、平成28年11月1日より保険証を発行し、順次お渡しする予定です。

※今回の変更点として、5年間の有効期限が記載されるようになります。

旧証は12月末までに回収する予定となります。

ご提出いただく書類等は、この検認の目的以外で利用することはありません。